

第180回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月25日（木曜日）午前10時

場所

東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号
朝日生命宮益坂ビル
「渋谷サンスカイルーム」5A会議室（5階）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件
- 第3号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

目次

株主の皆様へ／経営理念	1
招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
事業報告	31
連結計算書類	54
計算書類	57
監査報告	61
会社概要／株主メモ	65
TOPICS	66

◆新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルスの感染が広がっております。
株主の皆様におかれましては、可能な限り郵送（議決権行使書面）にて議決権の事前行使をいただき、会場へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。
また、会場受付において、感染予防のための措置を講じさせていただきます。発熱症状等の体調不良が見受けられる方には、運営スタッフが声がけのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

◆ご来場の記念品（お土産）について

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたご来場の記念品（お土産）は、本年よりとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



日本ルツボ株式会社
NIPPON CRUCIBLE CO., LTD.

証券コード 5355

株主の皆様へ



**当社は、耐火物事業を核として、
競争力・収益力・成長力のある
企業体質の確立を目指してまいります。**

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社第180回定時株主総会を2020年6月25日(木曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。
株主総会の議案および第180期の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

2020年6月

代表取締役社長

大久保 正志

❖❖❖ 経営理念 ❖❖❖

わが社は、創造性豊かな活力に満ちた役職員により、伝統を守りつつ、
いかなる時代、いかなる環境にも適合する会社を目指します。

Heart & Spirit

当社は、明治18年の創業以来、お客様ニーズを的確に把握し新製品の開発、新ジャンルの開拓を推し進めてまいりました。21世紀も、その姿勢は変わりません。

Ecology

当社は、どんなに優れた技術であっても地球環境にダメージをあたえてはならないと考えます。環境に対して求められるもの、必要なものを展望しながら製品・設備を提供してまいります。

Challenge

「現状維持は退化につながる」という発想のもと、常に新しい技術を開発し続け、新しい分野への進出によりお客様の満足を実現してまいります。

株 主 各 位

証券コード 5355

2020年6月4日

東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

日本ルツボ株式会社

(登記上社名 日本坩堝株式会社)

代表取締役社長 **大久保正志**

第180回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第180回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時

2 場 所 東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号
朝日生命宮益坂ビル「渋谷サンスカイルーム」5A会議室（5階）

3 目的事項 報告事項 1. 第180期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第180期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件
第3号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本定時株主総会招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません（<http://www.rutsubo.com>）。したがって、本定時株主総会招集ご通知添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます（<http://www.rutsubo.com>）。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

利益配当につきましては、業績の状況、配当性向、企業体質強化のための内部留保などを総合的に判断し、適正な利益配分を継続的にを行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当を見送らせていただきましたが、期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、当期の業績および当社を取り巻く経営環境などを勘案いたしまして、1株につき60円の配当とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、81,099,180円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度〔株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））〕（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2007年6月28日開催の第167回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額1億6千万円以内。ただし、使用人兼取締役の使用人分の給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、本制度の対象となる取締役は6名となります。

<本制度に係る報酬等の額および参考情報>

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2020年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2021年3月末日で終了する事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期

間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定(2020年8月(予定))時に、当初対象期間に対応する必要資金として、63百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、63百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。)および金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。)と追加拠出される金銭の合計額は、63百万円を上限とします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、20,400株を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役給付される当社株式等の数の算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、6,800ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。)。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。))。

(7) 当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

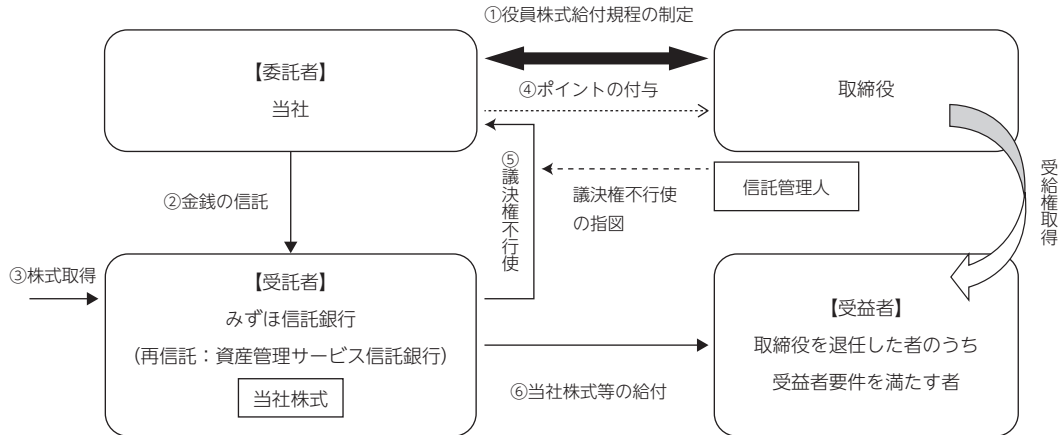
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



※資産管理サービス信託銀行株式会社およびその親会社であるJTCホールディングス株式会社は、2020年7月27日を効力発生日として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を存続会社とした吸収合併により解散する予定であり、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、同日付で商号を「株式会社日本カストディ銀行」に変更する予定です。なお、本合併は、関係官庁等の許認可等を前提としております。

- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第3号議案

当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2017年6月28日開催の当社第177回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、企業価値・株主共同の利益向上の観点から、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）を継続しております。

現プランは、2020年6月25日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、現プランの継続承認後の情勢変化および買収防衛策に関する議論の動向等を勘案し、当社の企業価値・株主共同の利益向上の観点から、継続の是非も含め、その在り方について検討してまいりました。

かかる検討の結果、株主の皆様が適切な判断をするために必要な十分な情報および時間の確保、買付者等との交渉機会の確保等の観点から、現プランはなお有用であると判断し、2020年5月12日開催の当社取締役会において、現プランを継続（以下、継続後の「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、現プランの継続にあたり、実質的内容の変更は行っておりません。

本プランにつきましては、当社取締役会決議に先立ち、当社社外取締役1名および当社監査役3名全員（当社監査役3名はいずれも社外監査役です。）が、本プランの継続を相当と判断する旨の意見を表明しております。

本プランは、当社の会社法施行規則第118条第3号に定める「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」にかかる取組みのひとつであり、当社定款第18条第1項に基づき、本定時株主総会において株主の皆様にお諮りし、ご承認を得られることを条件として発効するものとします。

なお、2020年3月31日現在の当社大株主の状況は、別紙3のとおりですが、現時点において当社は当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、当社の経営理念および企業価値の源泉ならびに当社を支えるステークホルダー（利害関係者）との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場しておりますので、当社の株式は株主および投資家の皆様による自由な取引が原則であり、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体的意思に基づき行われるものと考えており、当社株式に対する大規模買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、当社の株式の大規模買付行為の中には、当社の持続的な企業価値向上のために必要不可欠な取引先、債権者、従業員等のステークホルダーとの良好な関係を損ねるおそれのあるもの、株主に対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社はこのような大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組みについて

(1) 企業価値・株主共同利益の源泉

当社は、1885年（明治18年）の創業以来、耐火物および工業炉のメーカーとして135年間、国内外の鑄造業界、鉄鋼業界を中心とした市場に対し製品を供給してまいりました。当社が長年にわたり継続企業（ゴーイングコンサーン）として存続してきた理由は、取引先、債権者、従業員等のステークホルダーとの長期的な信頼関係を基盤とし、販売、研究開発、品質改善、コストダウン、新製品開発など顧客の要求に応える継続的な努力により常に企業価値の向上を目指してきたことによるものと考え、今後も更なる企業価値および株主共同の利益の向上に努めてまいります。

当社グループは、『創造性豊かな活力に満ちた役職員により、伝統を守りつつ、いかなる時代、いかなる環境にも適合する会社を、目指す』ことを経営理念とし、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの期待に応え、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を経営の最重要課題として取組んでおります。そのために、内部統制システムの整備・強化を図り、経営の透明性・公平性を確保し、迅速な意思決定による経営の効率化を高めるべく、コーポレートガバナンスの充実に取組んでおります。

現中期計画（2019年4月～2022年3月）においては、「生産性の向上による確固たる収益基盤の確立」「新製品の開発、海外も含めた新市場・新分野への取組強化」を中期的な重点課題として掲げ、経営環境の変化に柔軟に対応しつつ、競争力、収益力、成長力のある企業体質の確立を目指しております。

鑄造市場向けでは、主な取引先である自動車関連産業に対するシェアの維持・拡大のため、有望な誘導炉市場への取組強化と、主力製品である黒鉛ルツボおよび不定形耐火物の更なる品質向上と新たな用途開発に努めております。特に、当業界で最新・最大の成形設備「CIP（冷間等方圧プレス）」の導入により、高圧縮ルツボ、大型ルツボ等の付加価値の高い製品を効率的に製造することが可能となっております。また、次世代自動車および電子デバイス分野に対応した金属粉末溶解市場への展開や環境問題に適合した省エネ耐火物の開発と販路拡大も積極的に行っております。

当社グループの耐火物事業は、一定分野に限定することなく、多種多様な製品群により広範なお客さまのニーズに的確にお応えしていることから、分野ごとに競合企業が異なるという特徴を有しております。各分野において優れた技術力を持った競合企業と切磋琢磨を続けながら、また当社グループの強みである営業・技術両面でのサービス対応力を存分に活かしながら、今後もこの市場における競争優位性を確保できるよう努めてまいります。

鉄鋼市場向けについては、鉄鋼業界における製鉄所再編の影響から、当面は業容縮小を余儀なくされることとなりますが、高い技術力により継続的に品質を向上させてきた実績、スピーディーできめ細かな対応力をベースに、国内市場シェアの維持・拡大に努めてまいります。また、鉄鋼向け耐火物技術のリーディング・カンパニーの一社として、海外への技術輸出を一段と強化し、ロイヤリティ収入の拡大を図ってまいります。

溶解炉市場においては、アルミ市場向け溶解兼保持炉「MK炉」「NM炉」の拡販、炉内の酸化物発生を大幅に抑えることができる新型溶解炉「フリーダム」の積極販売、および溶解炉の炉修工事の受注拡大を引き続き進めてまいります。海外についても、これまで拡大してきたアジア市場に加え、北米市場を重点マーケットとして積極的に拡販いたします。また、中部電力と共同開発した鑄造品検査装置「ブローホールチェッカーBC-1」の製造・販売を、この4月より開始しております。この市場における当社グループの強みは、汎用的な製品ではなく全とお客さまの製造ラインに合わせて最適にカスタマイズした製品を設計・製造できること、設置後のメンテナンスも一貫して対応できることであり、今後もこの強みを活かした事業拡大を進めてまいります。

環境関連市場については、民間および自治体の設備投資動向を的確に捉え、焼却設備のメンテナンス工事を中心とした受注拡大に取組みます。特に、民間産廃市場では焼却炉の中大型化傾向が続くなかで大型工事案件の増加が見込まれており、今後一段と業容拡大を進めてまいります。また、2017年4月に連結子会社化した眞保炉材工業株式会社との間で、この市場における事業連携の強化を進めるとともに、大手のプラントサービス事業者との技術連携、製品の共同開発等を通じて、大手プラントメーカーとの取引拡大も視野に積極的な営業活動を進めてまいります。

不動産事業では、本社ビルの賃貸事業と太陽光発電事業に加え、2017年4月より開始した大阪倉庫の賃貸事業により、引き続き安定的な収益確保に努めてまいります。

(2) コーポレートガバナンスへの取組み

当社は、株主をはじめとするステークホルダー重視の観点から、経営が健全、適切かつ効率的に運営されているかを監視、統制する仕組みを構築するため、取締役会、監査役会のほかに内部監査室を設置し、経営における透明性を高め、公正性の維持・向上に努めております。

当社の取締役会は、各事業分野における専門的知識と豊富な知識を有する社内取締役と公認会計士である社外取締役で構成されており、取締役会としての役割、責務を実効的に果たすための多様性と適正規模が両立した体制としております。また、当社は、経営の透明性・客観性を高める観点から、会社法や東京証券取引所が定める独立基準を満たした社外取締役1名を選任し、社外取締役1名、社外監査役3名の社外役員体制により、取締役の業務執行の監督機能を強化しています。また、当社は、取締役・経営幹部の人事・報酬などの重要な事項の検討に当たり、取締役会に適切な関与・助言を得るための機関として、社外取締役1名、社外監査役3名および代表取締役1名により構成される諮問委員会を設置しております。

取締役会においては、原則として毎月1回定例開催（必要に応じて臨時開催）し、経営の基本方針の策定および具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行い、重要な業務執行の決定を行う場合には戦略的な方向付けを踏まえております。

監査役会は常勤の監査役1名、非常勤の監査役2名（3名全員が社外監査役）で構成され、各監査役は取締役とは職責を異にする独立機関であることを十分に認識し、取締役会においても積極的かつ活発な発言をしております。さらに常勤の監査役は取締役会のほか、社内の重要な会議に必ず出席するほか、重要な決裁文書を閲覧し、取締役、使用人から報告を受けるなど、取締役の業務の執行を監視しております。

また、当社は、取締役会の機能向上と更なる活発化を図るため、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、その結果に基づき、改善すべき事項について取締役会において議論を重ねることで、取締役会の実効性の確保・強化に努めております。

3. 本プランの目的

本プランは、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間を確保するとともに、大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものです。

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といい

ます。)の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。現在の独立委員会委員である本林 徹氏、茂木康三郎氏、草野成郎氏、岩谷誠治氏は、本プランの継続後も引き続き独立委員会委員に就任する予定です。

(独立委員会委員の略歴につきましては、別紙2をご覧ください。)

4. 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案¹(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、または行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付けその他の取得

(ii) 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷およびその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名または名称および住所または所在地

(ロ) 代表者の役職および氏名

(ハ) 会社等の目的および事業の内容

(ニ) 大株主または大口出資者(所有株式または出資割合上位10名)の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、および意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況
 - (iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等⁹その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）
- ③ 「本必要情報」の提供
- 上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。
- まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日¹⁰（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。
- また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、買付者等には当社取締役会が別途請求する追加の情報を提供していただきます。
- なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。
- (i) 買付者等およびそのグループ（共同保有者¹¹、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴、反社会的勢力との関係等を含みます。）
 - (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数および買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性、大規模買付等の実行の可能性等を含みます。）

- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、および顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xi) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は買付者等から意向表明書が提出された事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

また、独立委員会が買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会は、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、原則として最大90日間の範囲内で、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

ただし、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合または独立委員会の勧告を受けた場合には1回に限り延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主の皆様の開示いたします。また、延長の期間は原則として最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様の開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、対抗措置の発動の是非について諮問します。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の（i）または（ii）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

（i）独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合または当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白である場合で、対抗措置の発動が相当であると認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、大規模買付等が下記の(イ)から(ト)に掲げるいずれかの類型に該当する場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものである場合に該当するものとします。

- (イ) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的での当社の株券等の取得（いわゆるグリーンメーラー）であると判断される場合
- (ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的での当社の株券等の取得であると判断される場合
- (ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的での当社の株券等の取得であると判断される場合
- (ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的での当社の株券等の取得であると判断される場合
- (ホ) 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (ヘ) 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、取得の時期および方法、違法性の有無、実現可能性、大規模買付等の後の経営方針または事業計画、大規模買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含むがこれらに限られません。）が、当社の本源的価値に照らして不十分または不適当なものであると判断される場合
- (ト) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先その他の利害関係者との関係や、当社の技術力、ブランド力または企業文化を毀損する等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれがあると判断される場合

なお、独立委員会は、対抗措置の発動が相当であると判断する場合でも、対抗措置の発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、取締役会に、株主総会の招集、対抗措置に関する議案の付議を勧告するものとします。

(ii) 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の大規模買付等の内容が、本プランに定める手続に従ったものであり、かつ、企業価値を毀損しもしくは株主共同の利益を損なうものとはいえないと判断した場合、または、それ以外の場合でも対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による大規模買付等が上記（i）の要件を充足することとなった場合には、対抗措置を発動することを当社取締役会に勧告することができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重して、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動に係る株主総会の招集および議案の付議を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催し、対抗措置に関する議案を付議するものとします。当該株主総会で対抗措置の発動を認める決議がなされた場合には、取締役会は、当該決議に従い、対抗措置に必要な手続を遂行します。当該株主総会で対抗措置の発動を認めない決議がなされた場合には、取締役会は、当該決議に従うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、（i）買付者等が大規模買付等を中止した場合または（ii）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会または株主総会が⑥記載の対抗措置の不発動の決議を行うまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランへの更新は、本定時株主総会において株主の皆様の承認が得られることを条件として行われるものとし、本プランの有効期間は2023年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しています。

- (2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記 3. に記載のとおり、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

- (3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランにつき株主の皆様の意思を反映させるため、本定時株主総会において、本プランへの継続に関する議案につき株主の皆様のご承認をいただくこととし、かかるご承認がいただけない場合には、本プランへの継続はなされません。また、上記 4. (3)に記載したとおり、本プランには、その有効期間を約 3 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、また、本定時株主総会後においても当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることになり、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

- (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）から選任される委員 3 名以上により構成されております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

- (5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 4. (1)⑤および⑥に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

- (6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 4. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権を無償取得した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主および投資者の皆様が有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

当社取締役会または株主総会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、割当期日を定め、これを公告します。

なお、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会または株主総会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
2. 独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、①社外取締役、②社外監査役または③社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任する3名以上の委員により構成される。なお、当社は、社外有識者である独立委員会委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時または別途当該独立委員会委員と当社が合意した時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 対抗措置の発動または不発動
 - (2) 対抗措置の発動の中止または停止
 - (3) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - (4) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問する事項
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、上記7. に規定する職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

別紙2

独立委員会委員の略歴

氏 名 本林 徹（もとばやし とおる）
略 歴 1963年 4 月 弁護士登録東京弁護士会入会
1971年 7 月 森・濱田松本法律事務所（旧森綜合法律事務所）パートナー（2008年 3 月迄）
1995年 4 月 東京弁護士会会長
2002年 4 月 日本弁護士連合会会長（2004年 3 月退任）
2008年 4 月 井原・本林法律事務所パートナー（現任）
※同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

氏 名 茂木 康三郎（もぎ こうざぶろう）
略 歴 1972年11月 利根コカ・コーラボトリング株式会社入社
2005年10月 当社監査役（現任）
2007年 3 月 利根コカ・コーラボトリング株式会社代表取締役社長
2009年 4 月 同社取締役会長
2012年 6 月 双葉電子工業株式会社社外取締役
※茂木 康三郎氏は会社法第 2 条第16号に規定される社外監査役です。
なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

氏 名 草野 成郎（くさの しげろう）
略 歴 1967年 4 月 東京ガス株式会社入社
2003年 6 月 同社代表取締役副社長執行役員（エネルギー営業本部長）
2007年 4 月 東京ガス・エンジニアリング株式会社代表取締役会長
2008年 4 月 北海道ガス株式会社取締役会長
2010年 6 月 当社監査役（現任）
※草野 成郎氏は会社法第 2 条第16号に規定される社外監査役です。
なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

氏 名 岩谷 誠治（いわたに せいじ）
略 歴 1987年 4 月 株式会社資生堂入社
1990年10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社
2001年 6 月 岩谷誠治公認会計士事務所代表（現任）
2015年 6 月 当社社外取締役（現任）
※岩谷 誠治氏は会社法第 2 条第15号に規定される社外取締役です。
なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

別紙 3

当社の大株主の状況

(2020年3月31日現在)

氏名または名称	所有株式数（百株）	持株比率（%）
岡田 民雄	656	4.85
株式会社みずほ銀行	650	4.80
上田八木短資株式会社	631	4.66
柏屋商事株式会社	550	4.06
日本坩堝従業員持株会	438	3.24
野村信託銀行株式会社（信託口）	432	3.19
野間 一	420	3.10
東京海上日動火災保険株式会社	280	2.07
日本精鉱株式会社	254	1.87
三井住友海上火災保険株式会社	238	1.76
ヒューリック株式会社	238	1.76

- (注) 1. 当社は自己株式57,387株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は自己株式57,387株を控除して計算しております。

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

2. 割当て対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として 1 株とします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ 90 日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1 ヶ月間から 3 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記 9. の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

7. 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者¹²、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者¹³、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ) ないし(Ⅳ) に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ) 上記(Ⅰ) ないし(Ⅴ) に該当する者の関連者¹⁴ (以下、(Ⅰ) ないし(Ⅵ) に該当する者を「非適格者」と総称します。) は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません (ただし、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記9. (2) のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

8. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

9. 当社による本新株予約権の取得

(1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(2) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(3) (1)および(2)のほか、本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において定めることがあります。

10. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

11. 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

12. その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

-
- 1 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
 - 4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
 - 7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
 - 8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。
 - 9 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - 10 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
 - 11 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。
 - 12 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

- 13 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。
- 14 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以 上

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は全体として緩やかな回復となったものの、特に2020年に入ってから、新型コロナウイルスの影響が広範囲に及び、輸出および生産が弱含むなかで、製造業を中心に減速感が一段と増すなど、極めて厳しい状況で推移しました。

当社グループを取り巻く関連業界におきましては、主要取引先である自動車関連産業は、輸出が落ち込んでおり、国内生産台数・販売台数に関しても昨年夏から秋にかけて前年比減少に転じるなど、停滞感が一段と強まりました。

鉄鋼産業は、国内粗鋼生産量の前年比減少が続いていることに加え、中国の高水準の粗鋼生産や米国の鉄鋼輸入制限措置などの需要下振れリスクもあって、製鉄所の再編に関する発表が相次ぐ事態となりました。

このような極めて厳しい経済情勢のなか、当社グループは営業と技術が一体となり、主力製品や新製品の拡販活動を積極的に推進してまいりましたが、当連結会計年度の売上高は92億4千3百万円と前期比4.9%減少いたしました。

利益面では、営業利益は3億8千6百万円（前期比30.8%減）、経常利益は4億1千2百万円（前期比31.5%減）となりました。鑄造市場、鉄鋼市場ともに比較的利益率の高い製品の売上減少や、主要原材料価格の高止まり傾向などが、減益の主たる要因であります。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期の台風21号・24号の被害による受取保険金を特別利益に、また確定被害額を特別損失に計上したことで、3億7百万円（前期比24.2%減）となりました。

また、1株当たり当期純利益は226.97円（前期比72.36円減）、自己資本利益率は6.6%（前期比▲2.5ポイント）となりました。

事業セグメント別の業績は、以下の通りであります。

なお、当連結会計年度より、有価証券報告書における事業セグメントと表示を揃え、「耐火物事業」「エンジニアリング事業」「不動産事業」の3区分に変更しております。

耐火物事業の売上高は、57億4千万円（売上高比率62.1%）と前期比8.6%減少し、営業利益は3億4千6百万円（前期比40.5%減）となりました。

耐火物事業のうち鑄造市場向けについては、自動車関連産業の落ち込みを受け、売上高は39億8千4百万円（売上高比率43.1%）と前期比7.8%減少いたしました。特に、自動車部品の製造過程で使用されるフィルター、韓国向けのサーモチューブ等の売上が減少しております。

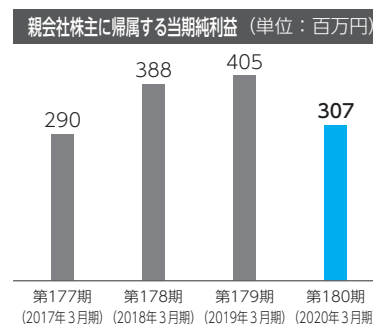
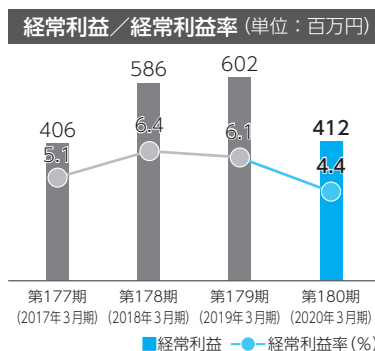
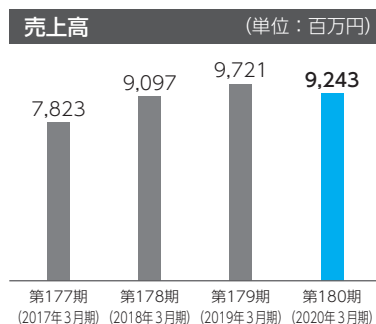
耐火物事業のうち鉄鋼市場向けは、一部製鉄所の高炉休止等の影響を主因に高炉の樋の補修等に使用される耐火材の受注が減少し、売上高は13億7千4百万円（売上高比率14.9%）と前期比9.2%減少いたしました。

エンジニアリング事業の売上高は、30億9千7百万円（売上高比率33.5%）と前期比1.8%増加し、営業利益は3億5千8百万円（前期比18.7%増）となりました。

エンジニアリング事業のうち溶解炉市場向けについては、上期はタイを中心に海外での受注・出荷が堅調に推移いたしました。下期は景気後退局面のなかでお客様の設備投資が延期されるなど国内外ともに新設炉の受注が伸び悩み、売上高は24億5千4百万円（売上高比率26.5%）と前期比7.1%減少いたしました。

エンジニアリング事業のうち環境関連市場向けについては、焼却炉のメンテナンス工事を中心に好調な受注を継続できたことから、売上高は6億4千2百万円（売上高比率7.0%）と前期比60.8%増加いたしました。特に、大手プラントサービス事業者との連携を通じて、各地の大規模焼却設備への拡販が進んだことが大きく寄与しております。

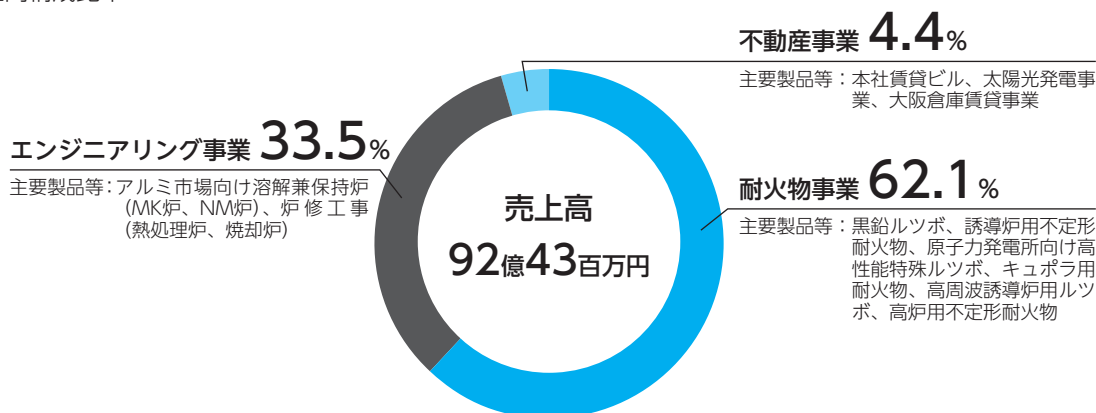
不動産事業の売上高は、4億6百万円（売上高比率4.4%）と前期比2.2%増加し、営業利益は2億1千7百万円（前期比2.5%増）となりました。本社ビルの賃貸料の改定、太陽光発電設備の償却負担減等が寄与したものであります。



ご参考

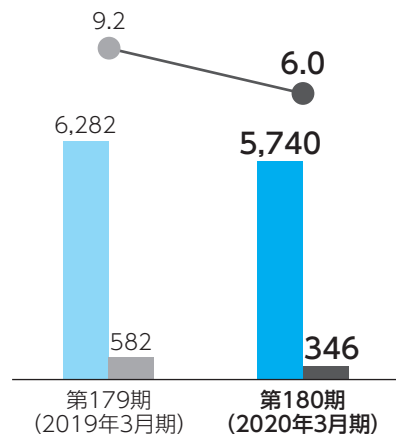
事業セグメント別の状況

●売上高構成比率



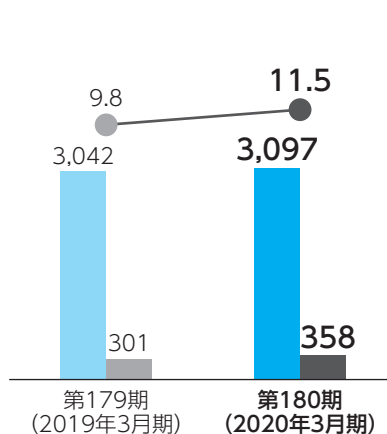
●売上高／営業利益／営業利益率 耐火物事業

(単位:百万円)



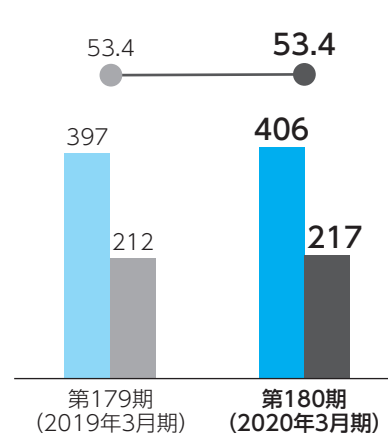
エンジニアリング事業

(単位:百万円)



不動産事業

(単位:百万円)



■売上高(左軸) ■営業利益(右軸) ●営業利益率(%)

- (注) 1. 売上高構成比率は外部顧客に対する売上高から算出しております。
 2. 上記の売上高の数値につきましては、セグメント間の内部売上高または振替高を含む売上高で表示しております。
 3. 上記の営業利益は、各セグメントに帰属しない本社部門の人件費および経費 (△535百万円) を含んでおりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は2億5千万円であります。主な投資内容は、豊田工場の倉庫増築・新倉庫建設ならびに大阪工場および豊田工場の設備更新であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の主な資金調達は、運転資金の拡充のための借入2億6千万円であります。増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

① 経営方針

当社グループは、『創造性豊かな活力に満ちた役職員により、伝統を守りつつ、いかなる時代、いかなる環境にも適合する会社を、目指す』ことを経営理念とし、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーの期待に応え、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を経営の最重要課題として取組んでおります。そのために、内部統制システムの整備・強化を図り、経営の透明性・公平性を確保し、迅速な意思決定による経営の効率化を高めるべく、コーポレートガバナンスの充実に取組んでおります。

現中期計画（2019年4月～2022年3月）においては、「生産性の向上による確固たる収益基盤の確立」「新製品の開発、海外も含めた新市場・新分野への取り組み強化」を中期的な重点課題として掲げ、経営環境の変化に柔軟に対応しつつ、競争力、収益力、成長力のある企業体質の確立を目指しております。

現中期計画における諸目標については、これまでは社内の経営目標として位置付けていたため開示を行っておりませんでした。諸般の情勢に鑑み、今後は中期的な経営方針の明確化という観点から開示を行っていくこととし、併せて、適切な経営管理・フォローアップを的確に行ってまいります。

② 経営環境に関する認識

当社グループを取り巻く経済環境は、新型コロナウイルスが世界的に甚大な被害をもたらすなか、引き続き厳しいものと認識しております。 casting市場においては、自動車の国内生産・販売の前年比減少が当面続く見通しであることに加え、中長期的には自動車のEV化進展がもたらす広範な影響への的確な対処が最重点課題であります。また、鉄鋼市場においても、世界規模での需給調整等が進むなかで、鉄鋼業界において製鉄所の再編が加速しており、当社グループも非常に大きな影響を受ける見通しであります。他方、環境関連市場については、廃プラスチック処理や災害ごみの増加等もあって大型の焼却処理施設は高水準の稼働が続く見込みであり、メンテナンス工事の需要が今後も大いに期待できるマーケットであります。

③ 中長期の経営戦略

以上のような環境認識のもと、本年4月、経営企画室を「戦略企画室」に改組したうえで増員し、中長期の経営戦略策定、新市場開発・新分野開拓等を担う部署といたしました。

中長期の戦略策定については、長期的な視点で当社グループを取り巻く経営環境を想定し、持続的に企業価値を創造していくための経営課題を整理するとともに、当社グループの「核となる強み（コア・コンピタンス）」を最大限に活かした事業構造への変革、新たなビジネス展開を目指してまいります。今後策定する中長期計画においては、諸目標を明確にしたうえで、上記中長期戦略に即した組織構造・人材配置への変革、設備投資・技術開発投資

計画の策定を進めるとともに、特に競争優位を確保できる事業領域を中心に、当社グループの総力を結集してパフォーマンスの最大化を追求してまいります。特に、新市場開発・新分野開拓については、中長期戦略において最重要課題の一つとして位置付けるとともに、戦略企画室と営業部門・技術部門との連携により現中期計画で推進中の戦略課題の優先度の明確化、経営資源の重点化等を進めてまいります。

④ 年度運営方針、基本戦略

第181期（2021年3月期）は、厳しい経営環境が続くことが見込まれるなか、「利益率の向上」と「全員参加の活動」を年度運営方針としております。

「利益率の向上」に関しては、付加価値の高い製品の開発・製造・販売、顧客満足度の高いサービスの提供に努めるとともに、製造原価の低減、販売費・一般管理費の削減に注力し、特に営業利益率の向上を強く意識した活動に取り組んでまいります。また、「全員参加の活動」に関しては、新製品の開発、新規顧客の開拓、工事への取組拡充、海外展開の強化等に特に重点を置いて、グループ全社・全員が一体となって進めてまいります。

第181期の基本戦略については、戦略企画室を軸として全部門で着手する中長期戦略の策定に加え、各部門において以下の通り推進してまいります。

営業部門は、長年の実績を活かして引き続きお客さまの安定操業に貢献していくことを柱に、既存のお客さまとの深化・取引拡充に取り組み、新市場・新分野を中心にお客さまの開拓を推進いたします。また、これまで以上にお客さまの事業内容や経営課題をよく知る努力を積み重ね、当社グループの強みでもあるきめ細かなサービスを提供し続けることで、お客さまの満足度を一段と高めてまいります。

技術部門は、CO₂削減という大きな流れのもとEV化を先取りした新製品開発、環境・安全対策や省エネ・省人対応に優れた製品開発、既存技術の新用途への適用などを進めるほか、戦略企画室との連携等を通じて基礎的な研究開発への取組を強化いたします。

生産部門については、品質の維持・向上を基本に据え、製造原価計算の精緻化、製造工程管理のレベルアップ等を通じて生産性をこれまで以上に向上させていくとともに、製造設備の更新・メンテナンスの一層の適正化、原材料調達コストの低減等を進めてまいります。

管理部門については、有為な人材の採用継続、適材適所の人事運営、教育研修の拡充等により人材開発・育成を一段と進めるとともに、「働き方改革」の更なる推進、管理会計への取組強化等の経営管理高度化に積極的に取り組んでまいります。

⑤ セグメントごとの事業戦略

当社グループは、子会社・関連会社を含めた全事業を、耐火物事業、エンジニアリング事業、不動産事業の3つのセグメントに区分しております。耐火物事業は鑄造市場向けと鉄鋼市場向けとに、またエンジニアリング事業は溶解炉市場向けと環境関連市場向けとに、それぞれ区分しております。

鑄造市場向けでは、主な取引先である自動車関連産業に対するシェアの維持・拡大のため、有望な誘導炉市場への取組強化と、主力製品である黒鉛ルツボおよび不定形耐火物の更なる品質向上と新たな用途開発に努めております。特に、当業界で最新・最大の成形設備「CIP（冷間等方圧プレス）」の導入により、高圧縮ルツボ、大型ルツボ等の付加価値の高い製品を効率的に製造することが可能となっております。また、次世代自動車および電子デバイス分野に対応した金属粉末溶解市場への展開や環境問題に適合した省エネ耐火物の開発と販路拡大も積極的に行っております。

当社グループの耐火物事業は、一定分野に限定することなく、多種多様な製品群により広範なお客さまのニーズに的確にお応えしていることから、分野ごとに競合企業が異なるという特徴を有しております。各分野において優れた技術力を持った競合企業と切磋琢磨を続けながら、また当社グループの強みである営業・技術両面でのサービス対応力を存分に活かしながら、今後もこの市場における競争優位性を確保できるよう努めてまいります。

鉄鋼市場向けについては、鉄鋼業界における製鉄所再編の影響から、当面は業容縮小を余儀なくされることとなりますが、高い技術力により継続的に品質を向上させてきた実績、スピーディーできめ細かな対応力をベースに、国内市場シェアの維持・拡大に努めてまいります。また、鉄鋼向け耐火物技術のリーディング・カンパニーの一社として、海外への技術輸出を一段と強化し、ロイヤリティー収入の拡大を図ってまいります。

溶解炉市場においては、アルミ市場向け溶解兼保持炉「MK炉」「NM炉」の拡販、炉内の酸化物発生を大幅に抑えることができる新型溶解炉「フリーダム」の積極販売、および溶解炉の炉修工事の受注拡大を引き続き進めてまいります。海外についても、これまで拡大してきたアジア市場に加え、北米市場を重点マーケットとして積極的に拡販いたします。また、中部電力と共同開発した鑄造品検査装置「ブローホールチェッカーBC-1」の製造・販売を、この4月より開始しております。この市場における当社グループの強みは、汎用的な製品ではなく全てお客さまの製造ラインに合わせて最適にカスタマイズした製品を設計・製造できること、設置後のメンテナンスも一貫して対応できることであり、今後もこの強みを活かした事業拡大を進めてまいります。

環境関連市場については、民間および自治体の設備投資動向を的確に捉え、焼却設備のメンテナンス工事を中心とした受注拡大に取り組みます。特に、民間産廃市場では焼却炉の中大型化傾向が続くなかで大型工事案件の増加が見込まれており、今後一段と業容拡大を進めてまいります。また、2017年4月に連結子会社化した眞保炉材工業株式会社との間で、この市場における事業連携の強化を進めるとともに、大手のプラントサービス事業者との技術連携、製品の共同開発等を通じて、大手プラントメーカーとの取引拡大も視野に積極的な営業活動を進めてまいります。

不動産事業では、本社ビルの賃貸事業と太陽光発電事業に加え、2017年4月より開始した大阪倉庫の賃貸事業により、引き続き安定的な収益確保に努めてまいります。

⑥ 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

前述の通り、当社グループを取り巻く経済環境は、新型コロナウイルスが世界的に甚大な被害をもたらすなか、引き続き厳しいものと認識しております。特に、主要取引先である自動車関連産業における生産減少、鉄鋼業界における製鉄所再編の加速については、優先的に対処すべき事業上の課題と認識しております。また、自動車のEV化進展に伴う中長期的な影響についても、今後重点的な対処が不可欠な事業上の課題であります。

当社グループとしては、このような市場構造の変化に対して、『創造性豊かな活力に満ちた役職員により、伝統を守りつつ、いかなる時代、いかなる環境にも適合する』との経営理念を改めて全員が共有し、創業135年の歴史を刻む中で培ってきた柔軟な対応力を発揮して、更なる成長を力強く目指してまいります。戦略企画室を軸として全部門が英知を結集して策定する中長期戦略においては、長期的な視点で当社グループを取り巻く経営環境を想定し、持続的に企業価値を創造していくための経営課題を整理するとともに、当社グループの「核となる強み（コア・コンピタンス）」を最大限に活かした事業構造への変革、新たなビジネス展開を目指してまいります。

なお、第180期は減収減益の決算となりましたが、第179期において最高益（親会社株主に帰属する当期純利益）を計上するなど健全な財務体質を維持しており、特筆すべき財務上の課題はありません。

(6) 財産および損益の状況

(単位：千円、1株当たり当期純利益は円)

区 分	第177期 2017年3月期	第178期 2018年3月期	第179期 2019年3月期	第180期 2020年3月期 (当連結会計年度)
売上高	7,822,675	9,097,181	9,721,402	9,243,040
経常利益	406,406	586,153	601,513	412,190
親会社株主に帰属する当期純利益	290,159	387,825	404,594	306,787
1株当たり当期純利益	21.46	28.69	299.33	226.97
純資産	3,939,603	4,351,158	4,531,602	4,720,939
総資産	9,772,202	10,996,562	11,307,100	10,926,922

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき10株の割合をもって株式併合を行っておりますが、第179期（2019年3月期）の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
中央窯業株式会社	20,000千円	100%	耐火物の製造販売
アジア耐火株式会社	30,000千円	100%	不定形耐火物の製造販売
眞保炉材工業株式会社	30,000千円	100%	築炉工事
日坩商貿（上海）有限公司	3,850千元	100%	耐火物等の販売

③ その他

技術提携の状況

ア. 重要な技術援助契約先

ドイツのルミコ社、ブラジルのサンゴバン セラミカス エ プラスティコス社、メキシコのカンパニア ナショナル デ アブラシボス社、アメリカのJWMコーネン社、中国の正英日坩工業燃焼設備（上海）有限公司、瀋陽金安鑄材有限公司、啓東久精耐火材料有限公司、タイの正英MFG（タイランド）社

イ. 重要な技術導入契約先

アメリカのヴェスヴィアス社、アライド ミネラル プロダクツ社、イーজেイサーモ社

(8) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業内容	主要製品等
耐火物事業	黒鉛ルツボ、誘導炉用不定形耐火物、原子力発電所向け高性能特殊ルツボ、キュボラ用耐火物、高周波誘導炉用ルツボ、高炉用不定形耐火物
エンジニアリング事業	アルミ市場向け溶解兼保持炉（MK炉、NM炉）、炉修工事（熱処理炉、焼却炉）
不動産事業	本社賃貸ビル、太陽光発電事業、大阪倉庫賃貸事業

(注) 当連結会計年度より、事業内容の区分について、有価証券報告書における事業セグメントと表示を揃えるべく、「耐火物事業」「エンジニアリング事業」「不動産事業」の3区分に変更しております。

(9) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

会社名		名 称	所在地
当 社		本社	東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号
		東京支店	東京都渋谷区
		大阪支店	大阪府東大阪市
		名古屋支店	愛知県春日井市
		九州営業所	福岡県北九州市
		鹿島出張所	茨城県神栖市
		北関東出張所	栃木県宇都宮市
		熊谷出張所	埼玉県熊谷市
		富山出張所	富山県高岡市
		東海出張所	愛知県東海市
		広島出張所	広島県呉市
		大阪工場	大阪府東大阪市
		豊田工場	愛知県豊田市
子会社	中央窯業株式会社	本社	愛知県春日井市
	アジア耐火株式会社	本社	埼玉県上尾市
	眞保炉材工業株式会社	本社	東京都大田区
	日坭商貿（上海）有限公司	本社	中国上海市

(10) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
238名	9名増

(注) 上記従業員数には、嘱託および臨時従業員は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
169名	8名増	42.4歳	13.8年

(注) 上記従業員数には、嘱託および臨時従業員は含まれておりません。

(11) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

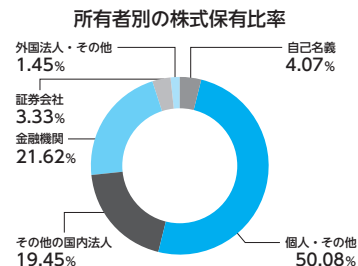
借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,456百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,409,040株
 (自己株式57,387株を含む。)
 (3) 株主数 1,065名
 (4) 大株主 (上位11名)



株主名	持株数	持株比率
岡田 民雄	65,660株	4.85%
株式会社みずほ銀行	65,000	4.80
上田八木短資株式会社	63,100	4.66
柏屋商事株式会社	55,000	4.06
日本坩堝従業員持株会	43,800	3.24
野村信託銀行株式会社 (信託口)	43,246	3.19
野間 一	42,000	3.10
東京海上日動火災保険株式会社	28,000	2.07
日本精鉱株式会社	25,400	1.87
三井住友海上火災保険株式会社	23,800	1.76
ヒューリック株式会社	23,800	1.76

- (注) 1. 当社は自己株式57,387株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は自己株式57,387株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2020年3月26日開催の取締役会決議により、以下の通り自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	6,500株
株式の取得価額の総額	14,836,400円
取得期間	2020年3月27日～2020年4月24日

3 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	大久保 正 志	
常務取締役	大 橋 秀 明	技術部門管掌
取締役	小 松 俊 夫	鉄鋼部門長 調達部長兼豊田工場長
取締役	広 野 玲緒奈	管理部門管掌 経理部長兼経営企画室長
取締役	岡 信 幸	生産部門管掌 大阪工場長
取締役	西 村 有 司	営業部門管掌 営業部長
取締役	岩 谷 誠 治	
常勤監査役	山 本 博 之	
監査役	茂 木 康三郎	
監査役	草 野 成 郎	

(注) 1. 取締役岩谷誠治氏は、社外取締役であります。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

2. 常勤監査役山本博之氏、監査役茂木康三郎氏および監査役草野成郎氏は、社外監査役であります。

なお、当社は草野成郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

3. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
広 野 玲緒奈	取締役 管理部門管掌 経理部長 兼経営企画室長	常務取締役 管理部門管掌 経理部長	2020年4月1日

4. 取締役西村有司氏は、2020年6月22日開催予定の眞保炉材工業株式会社（当社子会社）の取締役会の決議により、同社の代表取締役社長に就任し、当社取締役と兼務する予定です。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

(3) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（うち社外取締役）	9名（1名）	96,658千円（2,602千円）
監査役（うち社外監査役）	3名（3名）	16,906千円（16,906千円）
合 計（うち社外役員）	12名（4名）	113,564千円（19,508千円）

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2007年6月28日開催の第167回定時株主総会において、年額1億6千万円以内（ただし使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は2007年6月28日開催の第167回定時株主総会において、年額4千万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、当該事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額14,025千円を含んでおります。内訳は取締役9名に対して12,725千円（うち社外取締役1名に対して200千円）、監査役3名に対し1,300千円（うち社外監査役3名に対して1,300千円）であります。
4. 上記の報酬等の額には、当該事業年度における役員賞与引当金の繰入額12,225千円を含んでおります。内訳は取締役6名に対して11,025千円（うち社外取締役0名）、監査役1名に対して1,200千円（うち社外監査役1名に対して1,200千円）であります。
5. 上記の支給員数および報酬等の額には、2019年6月27日開催の第179回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役0名）の員数および在任中の報酬等の額が含まれております。
6. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。

(4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
取締役	岩 谷 誠 治	100% (10/10回)	—	公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を活かし、当社の経営に資する発言を行っております。
常勤監査役	山 本 博 之	100% (10/10回)	100% (9/9回)	銀行や事業会社での経験に基づく会計・海外事業・経営全般に関する知識を活かし、積極的に発言を行っております。
監査役	茂 木 康三郎	100% (10/10回)	100% (9/9回)	事業会社での経営全般に関する経験を活かし、高い知見から発言を行っております。
監査役	草 野 成 郎	100% (10/10回)	100% (9/9回)	事業会社での経営全般に関する経験、環境・エネルギーに関する知識を活かし、高い知見から発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスの周知徹底を図り、取締役および使用人が職務の執行にあたり、法令、定款および社内規程を遵守する体制を構築する。
- (2) 当社は、監査役会（過半数以上は社外監査役とする）を設置し、取締役の職務の執行についてコンプライアンスの観点から適時監査する。
- (3) 内部監査室は、監査を通して重大な法令違反その他定款、社内規程に違反する行為若しくはそのおそれがある行為を発見したときは、管理部門と連携し担当取締役に報告する。担当取締役は取締役会および監査役に報告し、適切に対応する。
- (4) 内部通報制度を設け、コンプライアンス体制の強化を図る。
- (5) 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、必要に応じて外部機関（警察および弁護士等）と連携し、法的対応を含め毅然と対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要な意思決定および報告等に関する情報は、法令および社内規程に基づき適切に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業活動を遂行する上で生じるリスクに対して、管理部門と内部監査室が連携して適時リスク管理状況を監視し、担当取締役に報告の上、必要に応じて取締役会に報告する。
- (2) 各事業部門の長は、各所管業務に付随するリスクの状況を管理し、未然防止、再発防止に努め、重大なリスクの発生のおそれがある場合は、速やかに担当取締役に報告し、必要に応じて取締役会に報告する。
- (3) 大規模災害など緊急かつ重大なリスクが発生した場合に備え、事業継続計画（BCP）を定め、事業の継続を確保するための体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中期経営計画および年度計画を策定の上、達成すべき目標を明確にし職務を執行する。また、定期的に計画の達成状況を取締役会で検証する。
- (2) 取締役会および経営会議を定期的に開催し、経営効率の向上と意思決定の迅速化を図る。

5. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の経営理念および内部統制システムの推進体制を当社およびグループで共有し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- (2) 関係会社担当部門は、グループ各社の事業状況、財務状況、その他重要な事項について定期的な報告を受けるとともに、内部監査室および管理部門、監査役が連携して業務の適正性を確保する。
- (3) 当社はグループ会社へ取締役または監査役を派遣し、業務執行の状況を把握するとともに、十分な監査を行う。
- (4) 内部通報制度はグループ各社へも適用する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、必要な人員を配置する。
- (2) 監査役は当該使用人に対して、監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (3) 内部監査室は監査役と連携を密にし情報の共有と交換に努める。
- (4) 当該使用人の任命・異動等の決定には、その独立性を確保するため、事前に監査役の同意を得るものとする。

7. 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社および子会社の取締役および使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
- (2) 当社および子会社の取締役および使用人は、当社または子会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生のおそれがあるとき、または重大な法令違反その他社内規程に違反する行為を発見したときは、速やかに監査役に報告する。
- (3) 当社は、内部通報制度による通報を含めて監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わない。

8. 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営からの独立性を保ちつつ、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- (2) 監査役会は社長との間で定期的な意見交換会を開催する。
- (3) 監査役は監査法人および内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名で構成され、社外監査役3名も出席し開催しております。原則として月1回程度の定例取締役会を開催し、取締役会規程ならびに取締役会付議事項の定めに従い、経営の基本方針や経営計画の策定等重要事項の審議および業務執行の状況確認等を行っております。

各取締役は経営会議をはじめとする重要な会議に出席し、経営戦略や経営課題等重要事項の審議を行い、取締役会の意思決定を補完しております。社外取締役が出席することにより、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

2. 監査役の職務の執行について

当社の監査役会は、社外監査役3名で構成され、原則として月1回程度の定例監査役会を開催し、監査に関する重要な事項の決議・報告・協議を行っております。

また、取締役会への出席ならびに常勤監査役が経営会議をはじめとする重要な会議に出席し、他の監査役にも積極的な情報の提供を行うとともに、取締役の職務の執行を監査しております。

さらに、監査法人および内部監査室と連携を密にするとともに情報の共有と交換に努め、効果的な監査業務を遂行しております。

3. コンプライアンス体制について

当社はコンプライアンス規程を定め、当社グループの社員に対し、会議や研修を通してコンプライアンスの重要性を徹底し、法令や定款を順守するための取組みを継続的に行っております。

万が一、法令違反その他社内規程に違反した行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告する体制を整えております。

また、内部通報制度を設けグループ各社へ適用し、コンプライアンス体制の強化を図っております。

4. リスク管理体制について

当社は、グループの事業活動に伴う多様なリスクの発生を防ぎ、リスクの顕在化時に生じる損失を最小限に留めることを目的として、リスク管理規程を定めリスク管理体制の強化を図っております。安全衛生面では、リスクアセスメントをはじめ労働安全推進会議、安全大会、5S + 2S 定期巡視などを実施しております。

「日本ルツボBCP」を策定し、大規模地震や火災を想定した非常時の訓練を実施するとともに、策定内容と緊急時の体制については毎年見直しをしております。

また、当社の経営に重大な影響を与える可能性のある不測の事態が発生した場合に備え、社長を本部長とするリスク管理委員会を設置して対応を行い、損害・影響等を最小限に留める体制を整備しております。

5. グループ管理体制について

当社は、経営方針および内部統制システムの推進体制をグループで共有し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めております。

グループ各社に取締役または監査役を派遣し、グループ各社の取締役会や会議を通して定期的な報告を受けるとともに、業務執行の状況を把握し、管理部門および内部監査室と連携して管理体制の強化に努めております。

6 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、当社の経営理念および企業価値の源泉ならびに当社を支えるステークホルダー（利害関係者）との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場しておりますので、当社の株式は株主および投資家の皆様による自由な取引が原則であり、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体的意思に基づき行われるものと考えており、当社株式に対する大規模買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、当社の株式の大規模買付行為の中には、当社の持続的な企業価値向上のために必要不可欠な取引先、債権者、従業員等のステークホルダーとの良好な関係を損ねるおそれのあるもの、株主に対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社はこのような大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

(a) 企業価値向上のための取組み

当社は、1885年（明治18年）の創業以来、耐火物および工業炉のメーカーとして135年間、国内外の鑄造業界、鉄鋼業界を中心とした市場に対し製品を供給してまいりました。当社が長年にわたり継続企業（ゴーイングコンサーン）として存続してきた理由は、取引先、債権者、従業員等のステークホルダーとの長期的な信頼関係を基盤とし、販売、研究開発、品質改善、コストダウン、新製品開発など顧客の要求に応える継続的な努力により常に企業価値の向上を目指してきたことによるものと考え、今後も更なる企業価値および株主共同の利益の向上に努めてまいります。

- (b) 不適切な者によって当該株式会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
- 当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行います。

当社は、2017年6月28日開催の第177回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）を継続しております。

現プランは、2020年6月25日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、現プランの継続承認後の情勢変化および買収防衛策に関する議論の動向等を勘案し、当社の企業価値・株主共同の利益向上の観点から、継続の是非も含め、その在り方について検討してまいりました。

かかる検討の結果、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間の確保、買付者等との交渉機会の確保等の観点から、現プランはなお有用であると判断し、2020年5月12日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続することを決議いたしました。

詳細につきましては、本定時株主総会招集ご通知にかかる株主総会参考書類第3号議案をご覧ください。

(3) 取締役会の判断およびその判断に係る理由

- (a) 前記(2)(a)の取組みは、前記(1)の基本方針に沿い、当社の企業価値、株主共同の利益を確保・向上させるための取組みであり、株主の共同の利益を損なうものではないと判断いたします。
- (b) 前記(2)(b)の取組みは、前記(1)の基本方針に沿ったものであり、第177回定時株主総会において現プランは株主の皆様のご承認を得ております。したがって、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重しながら買収防衛策が発動されることが定められており、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

~~~~~

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：千円)

| 科目                | 第180期<br>2020年3月31日現在 |
|-------------------|-----------------------|
| <b>資産の部</b>       |                       |
| <b>流動資産</b>       | <b>6,544,684</b>      |
| 現金及び預金            | 1,885,444             |
| 受取手形及び売掛金         | 2,712,703             |
| 電子記録債権            | 186,121               |
| たな卸資産             | 1,585,912             |
| 未収入金              | 117,053               |
| その他               | 57,461                |
| 貸倒引当金             | △10                   |
| <b>固定資産</b>       | <b>4,382,238</b>      |
| <b>(有形固定資産)</b>   | <b>(2,583,661)</b>    |
| 建物及び構築物           | 1,519,246             |
| 機械装置及び運搬具         | 531,426               |
| 工具器具備品            | 91,150                |
| 土地                | 119,850               |
| リース資産             | 303,118               |
| 建設仮勘定             | 18,871                |
| <b>(無形固定資産)</b>   | <b>(361,335)</b>      |
| のれん               | 261,750               |
| その他               | 99,585                |
| <b>(投資その他の資産)</b> | <b>(1,437,242)</b>    |
| 投資有価証券            | 563,582               |
| 関係会社出資金           | 322,605               |
| 繰延税金資産            | 382,816               |
| 保険積立金             | 8,606                 |
| その他               | 159,905               |
| 貸倒引当金             | △272                  |
| <b>資産合計</b>       | <b>10,926,922</b>     |

| 科目                 | 第180期<br>2020年3月31日現在 |
|--------------------|-----------------------|
| <b>負債の部</b>        |                       |
| <b>流動負債</b>        | <b>3,888,789</b>      |
| 支払手形及び買掛金          | 694,330               |
| 電子記録債務             | 818,031               |
| 短期借入金              | 1,661,406             |
| リース債務              | 61,305                |
| 未払法人税等             | 45,608                |
| 賞与引当金              | 161,220               |
| 役員賞与引当金            | 19,009                |
| その他                | 427,880               |
| <b>固定負債</b>        | <b>2,317,194</b>      |
| 長期借入金              | 1,079,162             |
| 長期末払金              | 9,882                 |
| リース債務              | 261,613               |
| 退職給付に係る負債          | 692,464               |
| 役員退職慰労引当金          | 77,778                |
| 資産除去債務             | 8,500                 |
| その他                | 187,795               |
| <b>負債合計</b>        | <b>6,205,983</b>      |
| <b>純資産の部</b>       |                       |
| <b>株主資本</b>        | <b>4,624,254</b>      |
| 資本金                | 704,520               |
| 資本剰余金              | 60,700                |
| 利益剰余金              | 3,928,757             |
| 自己株式               | △69,723               |
| <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>96,685</b>         |
| その他有価証券評価差額金       | 109,159               |
| 為替換算調整勘定           | △12,474               |
| <b>純資産合計</b>       | <b>4,720,939</b>      |
| <b>負債・純資産合計</b>    | <b>10,926,922</b>     |

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書

(単位：千円)

| 科目              | 第180期<br>2019年 4 月 1 日から<br>2020年 3 月31日まで |           |
|-----------------|--------------------------------------------|-----------|
|                 |                                            |           |
| 売上高             |                                            | 9,243,040 |
| 売上原価            |                                            | 6,901,803 |
| 売上総利益           |                                            | 2,341,237 |
| 販売費及び一般管理費      |                                            | 1,954,888 |
| 営業利益            |                                            | 386,349   |
| 営業外収益           |                                            |           |
| 受取利息及び配当金       | 26,633                                     |           |
| 持分法による投資利益      | 6,374                                      |           |
| 受取家賃            | 23,103                                     |           |
| 為替差益            | 2,514                                      |           |
| その他             | 7,371                                      | 65,995    |
| 営業外費用           |                                            |           |
| 支払利息            | 38,805                                     |           |
| その他             | 1,349                                      | 40,154    |
| 経常利益            |                                            | 412,190   |
| 特別利益            |                                            |           |
| 固定資産売却益         | 8,558                                      |           |
| 受取保険金           | 56,563                                     | 65,121    |
| 特別損失            |                                            |           |
| 固定資産除却損         | 7,785                                      |           |
| 投資有価証券評価損       | 15,365                                     |           |
| 災害による損失         | 15,942                                     | 39,092    |
| 税金等調整前当期純利益     |                                            | 438,219   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 119,871                                    |           |
| 法人税等調整額         | 11,561                                     | 131,432   |
| 当期純利益           |                                            | 306,787   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |                                            | 306,787   |

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |        |           |         |           |
|-------------------------|---------|--------|-----------|---------|-----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金  | 利益剰余金     | 自己株式    | 株主資本合計    |
| 当期首残高                   | 704,520 | 60,700 | 3,716,585 | △69,723 | 4,412,082 |
| 当期変動額                   |         |        |           |         |           |
| 剰余金の配当                  |         |        | △94,616   |         | △94,616   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |         |        | 306,787   |         | 306,787   |
| 自己株式の取得                 |         |        |           |         | －         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |        |           |         | －         |
| 当期変動額合計                 | －       | －      | 212,172   | －       | 212,172   |
| 当期末残高                   | 704,520 | 60,700 | 3,928,757 | △69,723 | 4,624,254 |

|                         | その他の包括利益累計額      |          |                   | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|----------|-------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益<br>累計額合計 |           |
| 当期首残高                   | 180,835          | △61,315  | 119,520           | 4,531,602 |
| 当期変動額                   |                  |          |                   |           |
| 剰余金の配当                  |                  |          |                   | △94,616   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |                  |          |                   | 306,787   |
| 自己株式の取得                 |                  |          |                   | －         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △71,676          | 48,841   | △22,835           | △22,835   |
| 当期変動額合計                 | △71,676          | 48,841   | △22,835           | 189,337   |
| 当期末残高                   | 109,159          | △12,474  | 96,685            | 4,720,939 |

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：千円)

| 科目                | 第180期<br>2020年3月31日現在 |
|-------------------|-----------------------|
| <b>資産の部</b>       |                       |
| <b>流動資産</b>       | <b>5,359,475</b>      |
| 現金及び預金            | 1,098,061             |
| 受取手形              | 447,433               |
| 電子記録債権            | 183,448               |
| 売掛金               | 2,094,101             |
| 商品及び製品            | 568,230               |
| 仕掛品               | 169,600               |
| 未成工事支出金           | 30,801                |
| 原材料及び貯蔵品          | 585,020               |
| 前払費用              | 23,110                |
| 未収入金              | 130,201               |
| その他               | 29,480                |
| 貸倒引当金             | △10                   |
| <b>固定資産</b>       | <b>3,986,397</b>      |
| <b>(有形固定資産)</b>   | <b>(2,364,771)</b>    |
| 建物                | 1,368,605             |
| 構築物               | 66,841                |
| 機械装置              | 453,302               |
| 車輛運搬具             | 0                     |
| 工具器具備品            | 83,816                |
| 土地                | 91,553                |
| リース資産             | 300,654               |
| <b>(無形固定資産)</b>   | <b>(97,869)</b>       |
| 借地権               | 3,871                 |
| ソフトウェア            | 76,946                |
| リース資産             | 12,591                |
| 電話加入権             | 4,083                 |
| 水道施設利用権           | 377                   |
| <b>(投資その他の資産)</b> | <b>(1,523,757)</b>    |
| 投資有価証券            | 562,139               |
| 関係会社株式            | 447,850               |
| 出資金               | 10,926                |
| 関係会社出資金           | 76,909                |
| 繰延税金資産            | 301,058               |
| 保険積立金             | 4,057                 |
| その他               | 120,818               |
| <b>資産合計</b>       | <b>9,345,872</b>      |

| 科目              | 第180期<br>2020年3月31日現在 |
|-----------------|-----------------------|
| <b>負債の部</b>     |                       |
| <b>流動負債</b>     | <b>3,583,295</b>      |
| 電子記録債務          | 818,031               |
| 買掛金             | 681,255               |
| 短期借入金           | 1,524,450             |
| リース債務           | 61,305                |
| 未払金             | 43,642                |
| 未払費用            | 81,430                |
| 未払法人税等          | 18,812                |
| 前受収益            | 27,203                |
| 預り金             | 8,706                 |
| 賞与引当金           | 114,200               |
| 役員賞与引当金         | 12,225                |
| その他             | 192,036               |
| <b>固定負債</b>     | <b>2,064,289</b>      |
| 長期借入金           | 1,008,800             |
| リース債務           | 258,790               |
| 退職給付引当金         | 546,936               |
| 役員退職慰労引当金       | 53,468                |
| 預り敷金保証金         | 187,795               |
| 資産除去債務          | 8,500                 |
| <b>負債合計</b>     | <b>5,647,584</b>      |
| <b>純資産の部</b>    |                       |
| <b>株主資本</b>     | <b>3,589,373</b>      |
| 資本金             | 704,520               |
| 資本剰余金           | 56,076                |
| 資本準備金           | 56,076                |
| <b>利益剰余金</b>    | <b>2,898,500</b>      |
| 利益準備金           | 163,380               |
| その他利益剰余金        | 2,735,119             |
| 配当準備積立金         | 10,000                |
| 別途積立金           | 780,661               |
| 繰越利益剰余金         | 1,944,458             |
| <b>自己株式</b>     | <b>△69,723</b>        |
| <b>評価・換算差額等</b> | <b>108,915</b>        |
| その他有価証券評価差額金    | 108,915               |
| <b>純資産合計</b>    | <b>3,698,288</b>      |
| <b>負債・純資産合計</b> | <b>9,345,872</b>      |

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

## 損益計算書

(単位：千円)

| 科目           | 第180期<br>2019年4月1日から<br>2020年3月31日まで |           |
|--------------|--------------------------------------|-----------|
|              |                                      |           |
| 売上高          |                                      | 8,416,883 |
| 売上原価         |                                      | 6,451,578 |
| 売上総利益        |                                      | 1,965,305 |
| 販売費及び一般管理費   |                                      | 1,741,050 |
| 営業利益         |                                      | 224,255   |
| 営業外収益        |                                      |           |
| 受取利息         | 57                                   |           |
| 受取配当金        | 57,333                               |           |
| 受取家賃         | 23,052                               |           |
| 為替差益         | 2,514                                |           |
| その他          | 10,499                               | 93,455    |
| 営業外費用        |                                      |           |
| 支払利息         | 36,205                               |           |
| その他          | 1,231                                | 37,436    |
| 経常利益         |                                      | 280,274   |
| 特別利益         |                                      |           |
| 固定資産売却益      | 8,558                                |           |
| 受取保険金        | 56,563                               | 65,121    |
| 特別損失         |                                      |           |
| 固定資産除却損      | 5,645                                |           |
| 投資有価証券評価損    | 13,715                               |           |
| 災害による損失      | 15,942                               | 35,302    |
| 税引前当期純利益     |                                      | 310,093   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 71,370                               |           |
| 法人税等調整額      | △3,602                               | 67,768    |
| 当期純利益        |                                      | 242,325   |

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |        |             |         |             |           |             |             |
|-------------------------|---------|--------|-------------|---------|-------------|-----------|-------------|-------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金  |             | 利益剰余金   |             |           |             |             |
|                         |         | 資本準備金  | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金   | その他利益剰余金    |           |             | 利益剰余金<br>合計 |
|                         |         |        |             |         | 配当準備<br>積立金 | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |
| 当期首残高                   | 704,520 | 56,076 | 56,076      | 163,380 | 10,000      | 780,661   | 1,796,749   | 2,750,790   |
| 当期変動額                   |         |        |             |         |             |           |             |             |
| 剰余金の配当                  |         |        |             |         |             |           | △94,616     | △94,616     |
| 当期純利益                   |         |        |             |         |             |           | 242,325     | 242,325     |
| 自己株式の取得                 |         |        |             |         |             |           |             |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |        |             |         |             |           |             |             |
| 当期変動額合計                 | －       | －      | －           | －       | －           | －         | 147,710     | 147,710     |
| 当期末残高                   | 704,520 | 56,076 | 56,076      | 163,380 | 10,000      | 780,661   | 1,944,458   | 2,898,500   |

|                         | 株主資本    |           | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計     |
|-------------------------|---------|-----------|------------------|----------------|-----------|
|                         | 自己株式    | 株主資本合計    | その他有価証<br>券評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当期首残高                   | △69,723 | 3,441,663 | 180,201          | 180,201        | 3,621,864 |
| 当期変動額                   |         |           |                  |                |           |
| 剰余金の配当                  |         | △94,616   |                  |                | △94,616   |
| 当期純利益                   |         | 242,325   |                  |                | 242,325   |
| 自己株式の取得                 |         |           |                  |                |           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           | △71,286          | △71,286        | △71,286   |
| 当期変動額合計                 | －       | 147,710   | △71,286          | △71,286        | 76,424    |
| 当期末残高                   | △69,723 | 3,589,373 | 108,915          | 108,915        | 3,698,288 |

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

メ モ

Blank area for notes, consisting of 18 horizontal dashed lines.



会計監査人の連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

日本坩堝株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                         |       |           |
|-------------------------|-------|-----------|
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 平 野 満 ㊞   |
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 滝 沢 勝 己 ㊞ |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本坩堝株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本坩堝株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

日本坩堝株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                         |       |           |
|-------------------------|-------|-----------|
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 平 野 満 ㊞   |
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 滝 沢 勝 己 ㊞ |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本坩堝株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第180期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第180期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

日本坩堝株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 山本博之 ㊞  
社 外 監 査 役 茂木康三郎 ㊞  
社 外 監 査 役 草野成郎 ㊞

| 会社概要 (2020年3月31日現在) |                                                                 |       |                 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------|-------|-----------------|
| 社 名                 | 日本ルツボ株式会社<br>(登記上社名：日本坩堝株式会社)<br>Name：Nippon Crucible Co., Ltd. | 資本金   | 7億452万円         |
| 設 立                 | 明治39年(1906年)12月                                                 | 証券取引所 | 東京証券取引所 市場第二部   |
| 本店所在地               | 東京都渋谷区恵比寿1-21-3 恵比寿NRビル<br>TEL(代表) 03-3443-5551                 | 会計監査人 | 有限責任監査法人トーマツ    |
|                     |                                                                 | 証券コード | 5355            |
|                     |                                                                 | 従業員数  | 連結 238名 単体 169名 |

| 株主メモ (2020年3月31日現在) |                        |         |                                 |
|---------------------|------------------------|---------|---------------------------------|
| 事業年度                | 毎年4月1日～翌年3月31日         | 単元株式数   | 100株                            |
| 剰余金の配当基準日           | 3月31日(中間配当を行う場合は9月30日) | 株主名簿管理人 | 東京都中央区八重洲一丁目2番1号<br>みずほ信託銀行株式会社 |
| 定時株主総会              | 毎年6月下旬                 |         |                                 |

| 株式に関するお手続きについて                       |                                                                                                                                               |                                                                                                        |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                      | 証券会社等に口座をお持ちの場合                                                                                                                               | 証券会社等に口座をお持ちでない場合<br>(特別口座の場合)                                                                         |
| 郵便物送付先                               |                                                                                                                                               | 〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4<br>みずほ信託銀行 証券代行部                                                               |
| 電話お問い合わせ先                            |                                                                                                                                               | フリーダイヤル 0120-288-324<br>(土・日・祝日を除く9:00～17:00)                                                          |
| 各種手続き取扱店<br>(住所変更、株主配当金<br>受取方法の変更等) | お取引の証券会社等になります。                                                                                                                               | みずほ信託銀行<br>本店および全国各支店<br>※トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。<br>みずほ証券<br>本店および全国各支店<br>プラネットブース(みずほ銀行内の店舗) |
| 未払配当金のお支払                            | みずほ信託銀行 本店および全国各支店<br>みずほ銀行 本店および全国各支店<br>(みずほ証券では取次のみとなります)                                                                                  |                                                                                                        |
| ご注意                                  | ○未払配当金の支払、支払明細発行については、上記の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・各種手続き取扱店をご利用ください。<br>○単元未満の買取以外の株式売買はできません。<br>○電子化前に名義書換を失念してお手元に他人名義の株券がある場合は至急ご連絡ください。 |                                                                                                        |

**公告方法** 電子公告 (<http://www.rutsubo.com/>)  
ただし、やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。

## TOPICS

### 1

## 中部電力と「ブローホールチェッカー BC-1」を共同開発

中部電力株式会社と共同で、アルミダイカスト製品の内部欠陥である空孔を短時間検査する赤外線式加熱装置「ブローホールチェッカー BC-1」を開発いたしました。



ブローホールチェッカー BC-1

アルミダイカストは金型に溶湯を注入する際に空気の巻き込みなどで製品内部に空孔を生じやすく、生産途中に抜き取り検査が行われていますが、従来型の検査装置より短時間加熱・省エネ・良好な作業環境等が実現されました。

赤外線加熱式の本開発品は、カーボンヒータの採用と温度制御プログラムを工夫することにより、加熱時間10分で検査可能です(材質ADC12、重さ170g程度の場合)。

また、高温の赤外線ヒータを用いたコンパクトでシンプルな構造であり、接触式熱電対で製品そのものの温度を測定する機構のため、正確な温度で製品の検査が可能です。

今後、輸送用機械のお客さまを中心に、検査装置「BC-1」をご提案するとともに、製造技術から製品の品質管理までトータルでお客様の生産性向上に向けた取り組みを支援してまいります。

### 「アルミダイカスト」とは？

溶かしたアルミニウム合金を、精密な金型に高速・高圧で注入し、瞬時に製品を成型する鑄造技術であり、寸法精度が高く、量産性に優れ、軽量で強度も高いことから、自動車部品に多く使用されています。

## TOPICS

### 2

## UNITECR 2019にて技術発表を行いました。

「耐火物統一国際会議」(UNITECR 2019)が、10月13日～16日にパシフィコ横浜で開催され、世界各国の耐火物メーカーが参加しました。当社からは3件の技術発表を行い、多くの皆様にご清聴をいただくとともに海外の耐火物メーカーとの交流を深めました。



技術発表の様子

## TOPICS

### 3

## 「LITETEX-1001SF」の展開

LITETEX-1001SFは、当社が新たに開発した、断熱性の高いパッチング材です。

身体に優しい素材を使用しており、施工も容易です。省エネルギーや施工工数軽減にも大きく寄与します。



施工しやすいパテ状

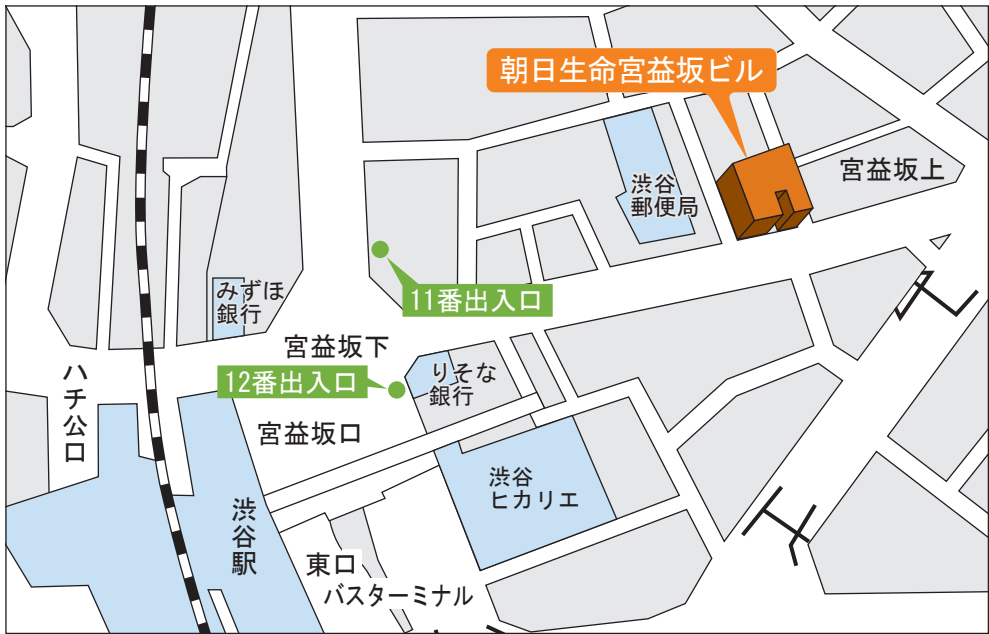




# 株主総会会場ご案内図

会場

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号  
朝日生命宮益坂ビル5階「渋谷サンスカイルーム」5A会議室  
(会場場所のお問い合わせ) 渋谷サンスカイルーム 電話 03 (3406) 2085



交通

電車 | JR線 (山手線・埼京線・湘南新宿ライン) | 渋谷駅 (宮益坂口)  
東急東横線 | 渋谷駅  
東急田園都市線 | 渋谷駅  
京王井の頭線 | 渋谷駅  
東京メトロ (銀座線・半蔵門線・副都心線) | 渋谷駅

\* 地下鉄連絡通路をご利用の場合は11、12番出入口が便利です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。